

文教委員会資料②

1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第12号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和6年2月8日)

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号 (業務)</p> <p>第3条 相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>(2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>(3) 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。</p> <p>(4) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p><u>(5) 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。</u></p> <p><u>(6) 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。</u></p> <p>ア 里親に関する普及啓発を行うこと。</p> <p>イ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。</p> <p>ウ 里親と法第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。</p> <p>エ 法第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。</p> <p>オ 法第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及</p>	<p>○川崎市児童相談所条例 昭和46年12月24日条例第70号 (業務)</p> <p>第3条 相談所は、児童の福祉に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。</p> <p>(2) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。</p> <p>(3) 児童及びその保護者につき、前号の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。</p> <p>(4) 児童の一時保護を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。</u></p> <p>ア 里親に関する普及啓発を行うこと。</p> <p>イ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。</p> <p>ウ 里親と法第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。</p> <p>エ 法第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。</p> <p>オ 法第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及</p>

改正後	改正前
<p>びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の法第11条第1項第2号ト(5)の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。</p> <p><u>(7) 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</u></p> <p><u>(8) 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、川崎市児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。</u></p> <p><u>(9) 措置解除者等（法第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等をいう。）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関し、家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>2 相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（同項第4号に掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p>	<p>びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の法第11条第1項第2号ト(5)の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。</p> <p><u>(6) 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関し、家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。</u></p> <p>2 相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（同項第4号に掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p>